公立大学法人公立小松大学職員給与規則

平成30年４月１日
規則第37号

目次

第１章　総則（第１条～第４条）
第２章　本給（第５条～第１１条）
第３章　諸手当（第12条～第20条）
第４章　期末手当、勤勉手当（第21条～第24条）
第５章　雑則（第25条～第31条）
第６章　退職手当（第32条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この規則は、公立大学法人公立小松大学職員就業規則（平成30年規則第26号。以下「職員就業規則」という。）第24条の規定に基づき、公立大学法人公立小松大学（以下「法人」という。）に勤務する職員（以下「職員」という。）の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

２　非常勤職員の給与に関する事項については、別に定める。

（法令等）

第２条　給与の支給等に関して、この規則に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の法令等の定めるところによる。

（定義）

第３条　職員の給与は、本給、諸手当、期末手当及び勤勉手当とする。

２　諸手当は、扶養手当、管理職手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職特別勤務手当及び特別勤務手当とする。

３　職員就業規則第29条第２項の規定に基づいて再雇用される者（以下「再雇用職員」という。）及び同規則第30条の５の規定に基づいて再雇用される者（以下「定年前再雇用短時間勤務職員」という。）の諸手当は、管理職手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職特別勤務手当及び特別勤務手当とする。

（給与の支給日）

第４条　給与（期末手当、勤勉手当を除く）は、月の初日から末日までを１給与期間として、当該月の21日に支給する。ただし、その日が公立大学法人公立小松大学職員勤務時間、休日、休暇等規則（平成30年規則第27号。以下「職員勤務時間規則」という。）第８条に定める休日（以下「休日」という。）の場合は繰り上げて支給する。

２　期末手当、勤勉手当は、６月30日と12月10日に支給する。ただし、その日が休

日の場合は繰り上げて支給する。

３　前２項の規定にかかわらず、大学の財政その他の事情により支給日を変更することがある。

第２章　本給

（本給表の種類及び適用範囲）

第５条　本給表の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1)　教育職本給表　別表第１

(2)　一般職本給表　別表第２

(3)　医療職本給表　別表第３

２　前項の本給表は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員に適用する。

(1)　第１項第１号　教育職員（保健管理センターの医師を含む）

(2)　第１項第２号　事務職員、技術職員

(3)　第１項第３号　医療職員

３　再雇用職員のうち公立大学法人公立小松大学再雇用職員就業規則（令和４年規則第 24 号。以下「再雇用職員就業規則」という。）第２条に定める再雇用フルタイム勤務職員の本給月額は、その者に適用される本給表の再雇用職員、定年前再雇用短時間勤務職員の欄に掲げる本給月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。また、同条に定める再雇用短時間勤務職員の本給月額は、その者に適用される本給表の再雇用職員、定年前再雇用短時間勤務職員の欄に掲げる本給月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、その者の勤務時間を職員勤務時間規則第３条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。　（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）

４　定年前再雇用短時間勤務職員の本給月額は、その者に適用される本給表の再雇用職員、定年前再雇用短時間勤務職員の欄に掲げる本給月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、その者の勤務時間を勤務時間規則第３条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）

５　65 歳を超える教育職員の本給は年俸制とし、別途諸手当のうち扶養手当、管理職手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、休日勤務手当を支給する。

年俸制の教育職員の本給

職位	本給年額
助教	4,500,000 円
講師	5,000,000 円

准教授	5,500,000 円
教授	7,000,000 円

6　年俸制の給与は、本給年額に 12 分の１を乗じて得た額に該当する諸手当を加えた額を、毎月第４条第１項の支給日に支給する。

7　前６項の規定にかかわらず、就業規則第 30 条の規定に該当する者は、その業績や職責に応じて理事長が別に定める。

（初任給）

第６条　新たに職員となった者の職務の級は、原則としてその職務に応じ、次表の適用職階表に定める級別の資格基準に従い決定する。

適用職階表

①教育職本給表

職務の級	職階（職名）
１級	(1) 助手の職務 (2) 助教の職務
２級	講師の職務
３級	准教授の職務
４級	教授の職務

②一般職本給表

職務の級	標準的な職務（職名）
１級	定型的な業務を行う係員、技術員の職務
２級	(1) 主任の職務 (2) 技術主任の職務 (3) 高度な知識と経験を必要とする業務を行う係員、技術員の職務
３級	(1) 係長の職務 (2) 専門職員、技術専門職員の職務 (3) 困難な業務を処理する主任、技術主任の職務
４級	(1) 課長補佐の職務 (2) 専門員、技術専門員の職務 (3) 困難な業務を処理する係長、専門職員、技術専門職員の職務
５級	(1) 主任専門員、主任技術専門員 (2) 困難な業務を処理する課長補佐、専門員、技術専門員の職務
６級	課長の職務
７級	事務局次長の職務
８級	事務局長の職務

③医療職本給表

職務の級	職階（職名）
１級	准看護師の職務
２級	(1) 看護師の職務 (2) 保健師の職務
３級	看護主任、保健主任の職務
４級	看護師長、保健師長の職務

２　前項により職務の級が決定された者の号給は、初任給基準表に定められている号給を基礎に、職務経験等を考慮して決定する。

初任給基準表

本給表	職種		学歴区分	初任給
教育職	教育職員（助手、助教）		博士課程修了（大学６卒後）	１級37号給
			博士課程修了	１級31号給
			修士課程修了 専門職学位課程修了 大学６卒	１級13号給
			大学４卒	１級１号給
一般職	採用試験	事務職員、技術職員	大学４卒	１級25号給
			短大２卒	１級15号給
			高校卒	１級５号給
	その他		高校卒	１級１号給
医療職	保健師、看護師		大学卒	２級11号給
			短大３卒	２級５号給
			短大２卒	２級１号給
	准看護師		准看護師養成所卒	１級１号給

（経験年数を有する者の号給）

第７条　新たに職員となった者のうち経験年数を有する者の号給は、前条第２項の初任給基準表に定める号数に、当該経験年数の月数を 12 月（その者の経験年数のうち５年を超える経験年数（職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務として次条に定める経験年数換算率が 100／100 のものに従事した期間の年数を除く。）の月数にあっては、18 月。）で除した数（1 未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に４（55 歳を超える月の翌月以降の期間の年数については２。）を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給とすることができる。

（経験年数の換算）

第８条　経験年数の換算は次表の経験年数換算表により算定する。

経験年数換算表

経歴		換算率
職歴	職員として同種の職務に従事した期間	100／100
	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間（常勤職員の勤務時間以上勤務するものに限る。）	100／100以下
	その他の期間	80／100以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修学年数内の期間に限る。）		100／100以下
その他の期間		50／100以下

（昇格）

第９条　職員が職員就業規則第27条の規定により昇任し、又は別に定める昇格基準に達した場合は、その者の資格及び職責に応じて、上位の級に昇格させる。ただし、昇格前の在級期間が１年未満の場合及び昇格によって他の職員と著しく均衡を欠く場合は、これらの要件を満たすまで昇格を延期する。

２　前項により職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、別表第４に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

（降格）

第10条　職員が職員就業規則第28条の規定により降任した場合は、当該職員を下位の級に降格させる。

２　前項により職員を降格させた場合におけるその者の号給は、別表第５に定める降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給とする。

（昇給）

第11条　昇給は、昇給日以前１年間におけるその者の勤務成績に応じて行う。

２　前項の規定により職員を昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員（教育職本給表４級及び一般職本給表８級の職員以外の職員。）の昇給の号給数を４号給とすることを標準として、勤務成績により決定される昇給の区分に応じて次の表に定める号給数とする。

勤務成績区分表（教育職本給表４級及び一般職本給表８級の職員以外の職員）

記号	成績区分	号給数	具体例
A	極めて良好	8	特に顕著な業績・成果をあげた場合
B	非常に良好	6	顕著な業績・成果をあげた場合
C	良好	4	良好な勤務成績・態度であった場合
D	やや不良	2	遅刻欠勤が度々ある場合ほか
E	不良	0	職務に消極的で遅刻欠勤も多い場合ほか

勤務成績区分表（教育職本給表４級及び一般職本給表８級の職員）

記号	成績区分	号給数	具体例
A	極めて良好	2	特に顕著な業績・成果をあげた場合
B	非常に良好	1	顕著な業績・成果をあげた場合
C	良好	0	良好な勤務成績・態度であった場合
D	やや不良	0	遅刻欠勤が度々ある場合ほか
E	不良	0	職務に消極的で遅刻欠勤も多い場合ほか

３　55 歳を超える職員（教育職本給表４級及び一般職本給表８級の職員以外の職員。）に関する前項の適用については、同項中「４号給」とあるのは、「２号給」とし、その他の成績区分の号給数も１／２を乗じた数とする。

４　57 歳を超える職員（教育職員は 60 歳。一般職本給表の１級及び２級の者を除く。）に関する第１項の適用については、標準の勤務成績では昇給しないこととし、非常に良好の場合には１号給、極めて良好の場合には２号給とする。

５　前４項の規定にかかわらず、65 歳以上の教育職員、60 歳以上の再雇用の一般職員及び医療職員は昇給しない。

６　勤務成績判定の詳細は別に定める評価基準による。

７　昇給日は毎年１月１日とし、前回の昇給日又は採用日から１年を超えた期間又は１年未満の期間がある場合は四半期単位で号給数を加減する。

８　休職者及び休業者の昇給は、復職した後、前回の昇給から実勤務期間が通算して１年を超えた最初の昇給日に行う。

９　職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

（本給の調整額）

第 11 条の２　本給月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職員に比して著しく特殊な職員に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、本給月額につき適正な調整額表を定めることができる。

２　前項の規定により本給の調整を行う職員は、別に定める適用区分表に掲げる勤務箇所に勤務する職員とする。

３ 本給の調整額は、別に定める調整基本額表に掲げる調整基本額に前項に規定する適用区分表の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。ただし、その額は、調整前における本給月額の 100 分の 25 を超えてはならない。

第３章　諸手当

（扶養手当）

第 12 条　扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

２　扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているもの（年額 130 万円以上の恒常的な所得があると見込まれるものを除く。）をいう。

(1)　満 22 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある子
（年齢に達する日とは、誕生日の前日をいう。以下同じ。）

(2)　満 22 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある孫

(3)　満 60 歳以上の父母及び祖父母

(4)　満 22 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある弟妹

(5)　重度心身障害者

３　扶養手当の月額は、前項第１号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき 13,000 円、同項第２号から第５号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については１人につき 6,500 円（教育職本給表４級及び一般職本給表８級の職員にあっては、3,500 円）とする。

４　扶養親族たる子のうちに満 15 歳に達する日後の最初の４月１日から満 22 歳に達する日後の最初の３月 31 日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000 円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

５　扶養手当の支給は、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは当月。）から開始し、扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月をもって終わる。ただし、届出が事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは当月。）から支給を開始する。

（管理職手当）

第 13 条　管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員に支給する。

２　管理職手当の支給対象職員と支給月額は次のとおりとする。ただし、理事を兼ねる場合は支給しない。また、複数の管理職を併任する場合は、一番高い職務区分に応じた額を支給する。

職務区分別手当額

職務区分	金額
副学長	90,000 円
学長補佐	70,000 円
学部長	90,000 円
学科長	70,000 円
研究科長	50,000 円
専攻長	30,000 円

図書館長	60,000円
機構長	60,000円
副機構長	50,000円
センター長	50,000円
副センター長（保健管理センターに限る）	30,000円
教育研究審議会委員	40,000円
事務局長	80,000円
事務局次長	65,000円
課長	50,000円

（住居手当）

第14条　住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に支給する。

２　住居手当の月額は、次の各号の区分に応じた額とする。

(1)　月額27,000円以下の家賃を支払っている職員　家賃の月額から16,000円を控除した額

(2)　月額27,000円を超える家賃を支払っている職員　家賃の月額から27,000円を控除した額の２分の１（その控除した額の２分の１が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額

２　前項第２号の規定の例により算出した額の２分の１に相当する額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。

３　住居手当の支給は、その要件を備えた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは当月。）から開始し、その要件を喪失した日の属する月で終了する。ただし、届出が事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは，その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは当月。）から支給を開始する。

（通勤手当）

第15条　通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。ただし、徒歩で通勤するとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満のものを除く。

(1)　公共交通機関を利用して通勤する者

(2)　自動車、自動２輪車、自転車等の交通用具（以下「自動車等」という。）を使用して通勤する者

(3)　公共交通機関と自動車等の両方を使用して通勤する者

２　通勤手当の算出は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路、方法によるものとする。

３　第１項第１号の通勤手当の額は、６箇月単位の定期券又は回数券等、割引率が最大の券種で計算し、１箇月ごとに支給する。この計算の結果１円未満の端数が生じた場

合は切り捨てる。

4　第１項第２号の通勤手当の額は次のとおりとする。（再雇用短時間勤務職員及び定年前再雇用短時間勤務職員にあっては、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して、理事長が別に定める。）

自動車等の使用距離	手当月額	自動車等の使用距離	手当月額
片道５ｋｍ未満	2,000 円	片道 35ｋｍ以上 40ｋｍ未満	21,600 円
片道 5ｋｍ以上 10ｋｍ未満	4,200 円	片道 40ｋｍ以上 45ｋｍ未満	24,400 円
片道 10ｋｍ以上 15ｋｍ未満	7,100 円	片道 45ｋｍ以上 50ｋｍ未満	26,200 円
片道 15ｋｍ以上 20ｋｍ未満	10,000 円	片道 50ｋｍ以上 55ｋｍ未満	28,000 円
片道 20ｋｍ以上 25ｋｍ未満	12,900 円	片道 55ｋｍ以上 60ｋｍ未満	29,800 円
片道 25ｋｍ以上 30ｋｍ未満	15,800 円	片道 60ｋｍ以上	31,600 円
片道 30ｋｍ以上 35ｋｍ未満	18,700 円		

5　第１項第３号の通勤手当の額は、第３項と前項で規定する額の合計額とする。

6　勤務箇所所在地を異にする異動又は勤務箇所の移転に伴い、所在する地域を異にする勤務箇所に在勤することとなったこと（以下「異動等」という。）により、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち、第１項第１号又は第３号に掲げる職員で、当該異動等の直前の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」）という。）を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするものその他これらのものと権衡上必要があると認められるものの通勤手当の額は、前３項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)　新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当　別に定めるところにより算出した当該職員の通勤に要する特別料金等の額

(2)　前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当　前３項の規定による額

7　前項の規定は、新たに本給表の適用を受ける職員となった者ののうち、第１項第１号又は第３号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居から通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするものの通勤手当の額の算出について準用する。

８　通勤手当の最高限度額は、第３項から第７項までの規定により算出した額の１箇月当たりの額が 150,000 円までとする。

９　通勤手当は、月の初日から末日まで全ての勤務を欠いた場合は支給しない。また、月の途中で採用又は支給期間途中で退職した場合は、勤務した期間に応じて支給額を調整あるいは返納させることがある。

（単身赴任手当）

第 16 条　特に法人の要請を受けて雇用された者で、赴任に伴い住居を移転し、同居していた配偶者若しくは 18 歳未満の子（以下「配偶者等」という。）と別居することとなった職員のうち、配偶者等の住居から通勤することが困難と認められる場合は、単身赴任手当を支給する。

２　前項の規定は、当該者が前任機関で同様の手当を受給していた者で、赴任に伴い引き続き配偶者等と別居する場合にも適用する。

３　単身赴任手当の月額は、30,000 円(別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が 100 キロメートル以上である職員にあっては、その額に、次の表の交通距離の区分に応じて定める額を加算した額)とする。

交通距離別加算額

距離区分	加算額
100キロメートル以上300キロメートル未満	6,000円
300キロメートル以上500キロメートル未満	13,000円
500キロメートル以上700キロメートル未満	20,000円
700キロメートル以上900キロメートル未満	26,000円
900キロメートル以上1,100キロメートル未満	33,000円
1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満	38,000円
1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満	43,000円
1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	48,000円
2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満	53,000円
2,500キロメートル以上	58,000円

４　単身赴任手当の支給は、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは当月。）から開始し、支給期間は５年間を限度とする。

（時間外勤務手当、休日勤務手当）

第 17 条　職員勤務時間規則第３条に規定する勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、所定の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務１時間当たりの給与額に 100 分の 125 の支給割合(その勤務が午後 10 時から翌日の午前５時までの間（以下「深夜時間」という。）である場合は、100 分の 25 を加えた支給割合)を乗

じて得た額を支給する。

２　前項の規定にかかわらず職員勤務時間規則第８条第１項に規定する休日のうち労働基準法第 35 条に規定する休日（以下「法定休日」という。）に勤務することを命ぜられた職員には、その勤務した全時間に対して、職員勤務時間規則第８条第２項の規定により、予め法定休日を同一週内の他の日に振り替えた場合を除き、勤務１時間当たりの給与額に 100 分の 135 の支給割合(その勤務が深夜時間である場合は、100 分の 25 を加えた支給割合)を乗じて得た額を支給する。

また、法定休日以外の休日（以下「法定外休日」という。）に勤務を命ぜられた場合は、予め法定休日を同一週内の他の日に振り替えた場合を除き、勤務時間が１日７時間 45 分、１週間当たり 38 時間 45 分に達するまでは 100 分の 100、それを超えた時間についてはそれぞれ 100 分の 125 の支給割合(その勤務が深夜時間である場合は、100 分の 25 を加えた支給割合)を乗じて得た額を支給する。

３　職員勤務時間規則第８条第３項に規定する代休日を与えた場合は、その基となった休日の勤務時間全部に対して１時間当たりの給与額に 100 分の 25 の支給割合(その勤務が深夜時間である場合は、100 分の 25 を加えた支給割合)を乗じて得た額を加算して支給する。

４　１箇月の時間外勤務時間が 60 時間（法定休日の勤務を除く。）を超えた場合は、その超えた勤務時間について１時間当たりの給与額に 100 分の 50 の支給割合(その勤務が深夜時間である場合は、100 分の 25 を加えた支給割合)を乗じて得た額を加算して支給する。

５　前４項の規定にかかわらず、管理職手当の支給を受ける職員、専門業務型裁量労働制を適用した職員、又は変形労働時間制の適用により１週間当りの労働時間が平均して 38 時間 45 分以内となる職員には、時間外勤務手当は支給しない。

６　前５項の規定にかかわらず、休日に第 20 条に規定する特別勤務手当に該当する業務に従事した場合は、時間外及び休日勤務手当は支給しない。

（夜間勤務手当）

第 18 条　所定の勤務時間として深夜時間に亘る勤務を命ぜられた職員には、深夜時間帯の勤務の全時間に対して勤務１時間当たりの給与額に 100 分の 25 を乗じて得た額を夜間勤務手当として支給する。

（管理職特別勤務手当）

第 19 条　管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要、その他の業務の運営の必要により休日に勤務した場合は、管理職特別勤務手当を支給する。

２　前項に規定する場合のほか、管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間（休日に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、管理職特別勤務手当を支給する。ただし、理事を兼ねる場合は支給しない。また、複数の管理職

を併任する場合は、一番高い職務区分に応じた額を支給する。

３　管理職特別勤務手当の額は、次表掲げる職務区分に応じ、勤務１回につき次に定める額とする。ただし、第１項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して、実働時間が６時間を超える勤務にあっては、その額に 100 分の 150 を乗じて得た額とする。

職務区分別手当額

職務区分	第１項の額	第２項の額
副学長	8,500 円	4,300 円
学長補佐	7,000 円	3,500 円
学部長	8,500 円	4,300 円
学科長	7,000 円	3,500 円
研究科長	4,000 円	2,000 円
専攻長	3,000 円	2,000 円
図書館長	4,500 円	2,300 円
機構長	4,500 円	2,300 円
副機構長	4,000 円	2,000 円
センター長	4,000 円	2,000 円
副センター長（保健管理センターに限る）	3,000 円	1,500 円
教育研究審議会委員	3,500 円	1,800 円
事務局長	8,000 円	4,000 円
事務局次長	5,000 円	2,500 円
課長	4,000 円	2,000 円

（特別勤務手当）

第 20 条　特別勤務手当については、別に定める公立大学法人公立小松大学特別勤務手当に関する細則による。

第４章　期末手当、勤勉手当

（期末手当）

第 21 条　期末手当は、６月１日及び 12 月１日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員及び基準日前１箇月以内に退職又は死亡した職員に対して支給する。

２　期末手当の額は、それぞれ基準日現在において職員が受けるべき本給月額及び本給の調整額の合計額（以下「本給の月額」という。）に扶養手当の月額を加えた額に、本給の月額に職務の区分に対応する加算割合を乗じて得た額を加えた額（特定管理職員の場合は、本給月額に 100 分の 15 を乗じて得た額をさらに加算した額）を基礎額として、次

表に定める支給率を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、在職期間別支給割合を乗じて得た額とする。

基準日別支給率

基準日	支給率		
	一般の職員	特定管理職員	再雇用職員、定年前再雇用短時間勤務職員
６月１日	1.25	1.05	0.7
12 月１日	1.25	1.05	0.7

＊特定管理職員とは教育職４級で学部長をいう。

職務別加算割合

区分	職員	加算割合
教育職	４級の職員	100 分の 15
	３級・２級の職員	100 分の 10
	１級（33 号給以上）の職員	100 分の５
一般職	８級の職員	100 分の 20
	７・６級の職員	100 分の 15
	５級・４級の職員	100 分の 10
	３級の職員	100 分の５
医療職	４級の職員	100 分の 10
	３級の職員	100 分の５
	２級（65 号給以上）の職員	100 分の５

在職期間別支給割合

在職期間	支給割合
６箇月	100 分の 100
５箇月以上６箇月未満	100 分の 80
３箇月以上５箇月未満	100 分の 60
３箇月未満	100 分の 30

（勤勉手当）

第 22 条　勤勉手当は、６月１日及び 12 月１日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員及び基準日前１箇月以内に退職また死亡した職員に対して支給する。

２　勤勉手当の額は、それぞれ基準日現在において職員が受けるべき本給の月額に、本給の月額に前条で規定する職務の区分に対応する加算割合を乗じて得た額を加えた額（特定管理職員の場合は、本給月額に 100 分の 15 を乗じて得た額をさらに加算した額）を基礎額として、勤務成績に応じた成績率を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内

の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて、勤務期間別支給割合を乗じて得た額とする。

勤務成績評価別支給割合

評価区分	成績率		
	特定管理職員	その他の職員	再雇用職員、定年前再雇用短時間勤務職員
勤務成績が特に優秀な職員	1.480	1.240	0.589
勤務成績が優秀な職員	1.335	1.125	0.535
勤務成績が良好な職員	1.220	1.020	0.485
訓告又は厳重注意を受けた職員	0.900	0.700	0.350
譴責処分を受けた職員	0.700	0.600	0.300
減給処分を受けた職員	0.500	0.500	0.250

勤務期間別支給割合

勤務期間	支給割合
６箇月	100 分の 100
５箇月１５日以上６箇月未満	100 分の 95
５箇月以上５月箇１５日未満	100 分の 90
４箇月１５日以上５箇月未満	100 分の 80
４箇月以上４箇月１５日未満	100 分の 70
３箇月１５日以上４箇月未満	100 分の 60
３箇月以上３箇月１５日未満	100 分の 50
２箇月１５日以上３箇月未満	100 分の 40
２箇月以上２箇月１５日未満	100 分の 30
１箇月１５日以上２箇月未満	100 分の 20
１箇月以上１箇月１５日未満	100 分の 15
１５日以上１箇月未満	100 分の 10
１５日未満	100 分の 5
０日	0

３　勤務成績判定の詳細は別に定める評価基準による。

（期末手当、勤勉手当の除外者）

第 23 条　職員が次の各号の一に該当する場合は、期末手当と勤勉手当は支給しない。

(1)　基準日以前６箇月以上休職にされている者

(2)　基準日以前６箇月以上育児・介護休業をしている者

(3)　基準日以前６箇月以内に出勤停止にされている者

(4)　基準日前１箇月以内に懲戒解雇又は諭旨解雇された者
(5)　基準日以降に懲戒解雇又は諭旨解雇の処分が確定している者
(6)　基準日前１箇月以内又は基準日から支給日の前日までの間に退職し、その退職の日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた者

２　退職後に前項第３号、第４号及び第６号に相当する事実が判明し、懲戒審査で認定された場合には、期末手当、勤勉手当を返納させる。

第 24 条　第 21 条及び第 22 条の規定にかかわらず、法人の財政事情により期末手当と勤勉手当を減額又は支給しないことがある。

第５章　雑則

（休職者の給与）

第 25 条　職員が業務上の傷病又は通勤による傷病により休職した場合には、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。ただし、労働者災害補償保険法の定めるところに従い、休業補償給付等、又は傷病補償年金等がある場合には、給与の額からその補償の額を控除した残額を支給する。

２　職員が前項の傷病以外の傷病により休職した場合には、その休職期間は給与を支給しない。

（休業者等の給与）

第 26 条　育児休業及び介護休業並びに育児短時間勤務及び介護短時間勤務並びに育児部分休業をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

(1)　育児休業及び介護休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当、勤勉手当は基準日以前６箇月以内の勤務日数に応じた割合で支給する。
(2)　育児短時間勤務及び介護短時間勤務をする職員の本給月額は、その者の受ける本給額に、承認された勤務時間を所定の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。ただし、期末手当、勤勉手当の基礎額は、これを適用しないものとして得られる額とする。
(3)　育児部分休業をする職員の給与は、その勤務しない１時間につき、第 29 条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して支給する。

（給与の減額）

第 27 条　職員が勤務しないときは、有給の休暇による場合及び勤務時間規則第９条の承認があった場合を除き、勤務１時間当たりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

（日割計算）

第 28 条　新たに職員となった者には、その日から本給を支給し、昇格等により、本給に異動を生じた者には、その日から新たに定められた本給を支給する。

２　職員が退職し、又は解雇された場合には、その日までの本給を支給する。

３　職員が死亡により退職した場合には、その月までの本給を支給する。
４　第１項又は第２項の規定により、本給を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その本給月額は、その月の現日数から休日を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
５　前４項の規定は、管理職手当の支給について準用する。
（勤務１時間当たりの給与額の算出）
第 29 条　第 17 条、第 18 条及び第 27 条に規定する勤務１時間当たりの給与額は、本給の月額を１箇月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額とする。
（端数計算）
第 30 条　勤務１時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は給与額を算定する過程において、１円未満の端数が生じたときは切り捨てる。
（給与の支払い）
第 31 条　職員の給与は、その全額を現金で、直接職員に支払う。ただし、法令又は労使協定に基づき職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その金額を控除して支払う。
２　前項の給与は、職員の同意があった場合は、当該職員が指定する金融機関の職員名義の口座に振り込むものとする。
（退職手当）
第 32 条　勤続１年以上の職員が退職し又は解雇した場合は、退職手当を支給する。ただし懲戒解雇した者には支給しない。
２　退職手当に関する詳細は別に定める。
附　則
（施行期日）
１　この規則は、平成 30 年４月１日から施行する。
（給与計算の特例）
２　この規則の定めにかかわらず、小松市から出向を命じられて採用した者の本給及び期末手当、勤勉手当、諸手当は、小松市一般職員の給与に関する条例（昭和 33 年小松市条例第５号）を準用して決定する。
３　この規則の定めにかかわらず、平成 30 年４月１日に学校法人小松短期大学から公立大学法人に移行した職員の本給は、その職務区分に対応した級とし、学校法人小松短期大学で受けていた平成 30 年３月 31 現在の本給を基礎として平成 30 年４月１日に小松短期大学で定期昇給したものとした額の直近上位の額に対応する号給とする。
４　前項の職員のうち、平成 30 年４月２日以降に小松短期大学から公立小松大学の専任教員に異動した者の本給は、第５条から第８条の規定に基づき改めて決定する。
５　小松市の職員から引き続き法人に採用した者及び第３項の職員に対する平成 30 年

６月期の期末手当、勤勉手当の期間率の算定には、小松市及び学校法人小松短期大学の勤務期間を通算するものとする。

6　当分の間、職員（教育職員を除く。）の本給月額は、当該職員が 60 歳に達した日後における最初の４月１日（次項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される本給表の本給月額のうち、当該職員の属する職務の級並びに当該職員の受ける号給に応じた額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。）とする。

7　職員就業規則第 30 条の２第１項で他の職へ降任をされた職員であって、当該他の職への降任をされた日（以下「異動日」という。）の前日から引き続き同一の本給表の適用を受けている職員のうち、特定日に前項の規定により当該職員の受ける本給月額（以下「特定日本給月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた本給月額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。以下「基礎本給月額」という。）に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、当該職員が受ける本給月額のほか、基礎本給月額と特定日本給月額との差額に相当する額を本給として支給する。

附　則（平成 30 年規則第 52 号）

この規則は、平成 31 年１月１日から施行する。ただし、第 12 条第３項の規定については、平成 31 年４月１日から施行する。

附　則（令和元年規則第５号）

（施行期日）

1　この規則は、令和２年１月１日から施行する。ただし、第 14 条第１項及び第２項の改正規定は、令和２年４月１日から施行する。

（住居手当に関する経過措置）

2　令和２年３月 31 日においてこの規則による改正前の公立大学法人公立小松大学職員給与規則第 14 条の規定により支給されていた住居手当の月額が２千円を超える職員であって、令和２年４月１日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅を借り受け、家賃を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、令和２年４月１日から令和３年３月 31 日までの間、この規則による改正後の公立大学法人公立小松大学職員給与規則（以下「改正後の給与規則」という。）第 14 条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（第２号において「旧手当額」という。）から２千円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 改正後の給与規則第 14 条第１項に該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から改正後の給与規則第 14 条の規定により算出される住居手当の月

額に相当する額を減じた額が２千円を超えることとなる職員

附　則（令和２年規則第６号）

この規則は、令和３年１月１日から施行する。

附　則（令和４年規則第３号）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和４年規則第 28 号）

この規則は、令和５年１月１日から施行する。

附　則（令和５年規則第５号）

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和６年規則第３号）

この規則は、公布の日から施行し、令和６年１月１日から適用する。

附　則（令和６年規則第 23 号）

この規則は、令和７年１月１日から施行する。

附　則（令和７年規則第４号）

（施行日）

１　この規則は、令和７年４月１日から施行する。

（号給の切替え）

２　令和７年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において公立大学法人公立小松大学職員給与規則別表第１から別表第３までの本給表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であつたものの切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日における昇格した職員の号給の特例）

３　切替日に昇格、降格（以下「昇格等」という。）した職員については、当該昇格等がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして第９条及び第 10 条の規定を適用する。

（令和８年３月 31 日までの間における扶養手当に関する経過措置）

４　切替日から令和８年３月 31 日までの間における改正後の公立大学法人公立小松大学職員給与規則第 12 条の規定の適用については、同条第２項中「(5)　重度心障害者」とあるのは「(5)　重度心身障害者　(6)　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第３項中「13,000 円」とあるのは「11,500 円」と、「とする。」とあるのは「、前項第６号に該当する扶養親族については 3,000 円（教育職本給表４級及び一般職本給表８級の職員にあっては支給しない。）とする。」

（号給の切替表）

附則別表１　教育職本給表適用を受ける職員

旧号給	新　　号　　給		
	２級	３級	４級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	2
24	12	8	2
25	13	9	2
26	14	10	2
27	15	11	3
28	16	12	3
29	17	13	3
30	18	14	3
31	19	15	4
32	20	16	4
33	21	17	4
34	22	18	4
35	23	19	5
36	24	20	5

37	25	21	5
38	26	22	5
39	27	23	6
40	28	24	6
41	29	25	6
42	30	26	6
43	31	27	7
44	32	28	7
45	33	29	7
46	34	30	7
47	35	31	8
48	36	32	8
49	37	33	8
50	38	34	8
51	39	35	9
52	40	36	9
53	41	37	9
54	42	38	9
55	43	39	10
56	44	40	10
57	45	41	10
58	46	42	10
59	47	43	11
60	48	44	11
61	49	45	11
62	50	46	11
63	51	47	12
64	52	48	12
65	53	49	12
66	54	50	12
67	55	51	13
68	56	52	13
69	57	53	13
70	58	54	13
71	59	55	14
72	60	56	14
73	61	57	14
74	62	58	14
75	63	59	14
76	64	60	15
77	65	61	15
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	

82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		

附則別表２　一般職本給表の適用を受ける職員

旧号給	新　　号　　給					
	３級	４級	５級	６級	７級	８級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1

16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	

61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					

106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

附則別表３　医療職本給表の適用を受ける職員

旧号給	新　　号　　給	
	３級	４級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	2	2
7	3	3
8	4	4
9	5	5
10	6	6
11	7	7
12	8	8
13	9	9
14	10	10
15	11	11
16	12	12
17	13	13
18	14	14
19	15	15
20	16	16
21	17	17
22	18	18
23	19	19
24	20	20
25	21	21
26	22	22
27	23	23
28	24	24
29	25	25
30	26	26
31	27	27

32	28	28
33	29	29
34	30	30
35	31	31
36	32	32
37	33	33
38	34	34
39	35	35
40	36	36
41	37	37
42	38	38
43	39	39
44	40	40
45	41	41
46	42	42
47	43	43
48	44	44
49	45	45
50	46	46
51	47	47
52	48	48
53	49	49
54	50	50
55	51	51
56	52	52
57	53	53
58	54	54
59	55	55
60	56	56
61	57	57
62	58	58
63	59	59
64	60	60
65	61	61
66	62	62
67	63	63
68	64	64
69	65	65
70	66	66
71	67	67
72	68	68
73	69	69
74	70	70
75	71	71
76	72	72

77	73	73
78	74	74
79	75	75
80	76	76
81	77	77
82	78	78
83	79	79
84	80	80
85	81	81
86	82	82
87	83	83
88	84	84
89	85	85
90	86	86
91	87	87
92	88	88
93	89	89
94	90	90
95	91	91
96	92	92
97	93	93
98	94	94
99	95	95
100	96	96
101	97	97
102	98	98
103	99	99
104	100	100
105	101	101
106	102	102
107	103	103
108	104	104
109	105	105
110	106	106
111	107	107
112	108	108
113	109	109
114	110	
115	111	
116	112	
117	113	
118	114	
119	115	
120	116	
121	117	

122	118	
123	119	
124	120	
125	121	

別表第１（第５条関係）

教育職本給表

職員の区分	職務の級	１　級	２　級	３　級	４　級
	号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
		円	円	円	円
再雇用職員以外の職員	1	261,400	340,300	393,600	461,300
	2	263,600	341,900	395,300	470,100
	3	265,700	343,500	396,700	478,500
	4	267,600	345,000	398,000	486,600
	5	269,400	346,500	399,200	494,900
	6	270,900	348,100	400,200	502,600
	7	272,400	349,700	401,200	509,900
	8	273,900	351,300	402,200	516,900
	9	275,700	352,700	403,100	523,600
	10	277,700	354,700	404,200	529,800
	11	279,700	356,700	405,300	534,500
	12	281,700	358,700	406,400	538,000
	13	283,700	360,500	407,500	541,500
	14	285,900	362,100	408,600	544,700
	15	288,000	363,700	409,700	547,700
	16	290,100	365,300	410,800	550,200
	17	292,000	366,600	411,900	552,300
	18	294,700	368,100	413,000	
	19	297,400	369,500	414,100	
	20	300,000	370,800	415,300	
	21	302,600	372,100	416,300	
	22	305,000	373,300	417,400	
	23	307,400	374,500	418,500	
	24	309,600	375,600	419,700	
	25	311,800	376,700	420,600	
	26	313,800	378,100	421,700	
	27	315,800	379,400	422,800	
	28	317,800	380,700	423,800	
	29	319,800	382,000	424,800	
	30	321,700	383,300	425,900	
	31	323,600	384,600	427,000	
	32	325,500	385,900	428,100	
	33	327,300	387,200	429,100	
	34	329,200	388,400	430,300	
	35	331,100	389,600	431,500	
	36	333,000	390,700	432,700	
	37	334,700	391,800	433,400	
	38	335,900	393,000	434,300	
	39	337,000	394,100	435,200	
	40	338,100	395,200	436,000	
	41	338,700	396,300	436,800	
	42	339,100	397,500	437,700	
	43	339,500	398,700	438,600	
	44	339,900	399,800	439,400	
	45	340,500	400,800	440,100	

	46	341,000	401,800	441,000	
	47	341,500	402,800	442,000	
	48	341,900	403,700	442,900	
	49	342,300	404,900	443,800	
	50	342,700	406,300	444,700	
	51	343,100	407,700	445,700	
	52	343,500	409,100	446,600	
	53	343,900	409,900	447,600	
	54	344,300	410,900	448,600	
	55	344,700	411,900	449,500	
	56	345,100	413,000	450,500	
	57	345,500	413,900	451,400	
	58	345,900	414,700	452,300	
	59	346,300	415,500	453,200	
	60	346,700	416,200	454,200	
	61	347,100	416,900	455,000	
	62	347,500	417,800	455,400	
	63	347,900	418,600	456,000	
	64	348,300	419,200	456,600	
	65	348,700	419,800	457,200	
	66	349,100	420,200	457,900	
	67	349,500	420,500	458,200	
	68	349,900	420,800	458,800	
	69	350,300	421,100	459,200	
	70	350,800	421,400	459,500	
	71	351,200	421,600	459,800	
	72	351,600	421,900	460,100	
	73	351,900	422,100	460,400	
	74	352,400	422,400		
	75	352,800	422,700		
	76	353,200	423,000		
	77	353,600	423,200		
	78	354,100	423,400		
	79	354,600	423,700		
	80	355,100	424,000		
	81	355,600	424,200		
	82	356,300	424,500		
	83	357,000	424,800		
	84	357,700	425,100		
	85	358,300	425,300		
	86	358,900	425,600		
	87	359,500	425,900		
	88	360,100	426,100		
	89	360,600	426,300		
	90	361,000	426,600		
	91	361,400	426,900		
	92	361,800	427,100		
	93	362,200	427,300		
	94	362,600			
	95	363,100			
	96	363,500			
	97	364,100			
	98	364,600			

	99	365,000			
	100	365,500			
	101	365,900			
	102	366,400			
	103	366,700			
	104	367,100			
	105	367,600			
	106	368,000			
	107	368,500			
	108	369,000			
	109	369,400			
	110	369,900			
	111	370,300			
	112	370,700			
	113	371,100			
	114	371,500			
	115	371,900			
	116	372,300			
	117	372,700			
	118	373,100			
	119	373,500			
	120	373,900			
	121	374,200			
	122	374,600			
	123	375,100			
	124	375,400			
	125	375,800			
	126	376,300			
	127	376,800			
	128	377,200			
	129	377,600			
再雇用職員、定年前再雇用短時間勤務職員		288,000	299,000	321,200	406,100

別表第２（第５条関係）

一般職本給表

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級
		本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
再雇用職員以外の職員	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000	
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400	
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800	
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200	
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600	
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000	
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300	
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600	
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000	
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300	
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600	
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900	
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700		

	47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000		
	48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300		
	49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500		
	50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800		
	51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100		
	52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400		
	53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600		
	54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900		
	55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200		
	56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500		
	57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700		
	58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000		
	59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300		
	60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500		
	61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700		
	62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000		
	63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300		
	64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500		
	65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700		
	66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000		
	67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300		
	68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500		
	69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700		
	70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000		
	71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300		
	72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500		
	73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700		
	74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500			
	75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800			
	76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000			
	77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200			
	78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500			
	79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800			
	80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000			
	81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200			
	82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500			
	83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800			
	84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000			
	85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200			
	86	256, 000	297, 100	346, 000					
	87	256, 300	297, 400	346, 400					
	88	256, 600	297, 700	346, 800					
	89	256, 900	298, 000	347, 000					
	90	257, 200	298, 300	347, 400					
	91	257, 500	298, 600	347, 800					
	92	257, 800	299, 000	348, 200					
	93	258, 100	299, 200	348, 400					
	94		299, 400	348, 800					
	95		299, 700	349, 200					
	96		300, 100	349, 500					
	97		300, 300	349, 800					
	98		300, 600	350, 200					

	99		301,000	350,600					
	100		301,400	351,000					
	101		301,600	351,500					
	102		301,900	351,900					
	103		302,200	352,300					
	104		302,500	352,700					
	105		302,700	353,200					
	106		303,000	353,600					
	107		303,300	353,900					
	108		303,600	354,200					
	109		303,800	354,700					
	110		304,200						
	111		304,600						
	112		304,900						
	113		305,100						
	114		305,300						
	115		305,600						
	116		306,000						
	117		306,200						
	118		306,400						
	119		306,700						
	120		307,000						
	121		307,400						
	122		307,600						
	123		307,900						
	124		308,200						
	125		308,500						
再雇用職員、定年前再雇用短時間勤務職員		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

別表第３（第５条関係）

医療職本給表

職員の区分	職務の級 / 号給	１　級	２　級	３　級	４　級
		本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
		円	円	円	円
再雇用職員以外の職員	1	207,700	240,600	281,800	295,200
	2	209,600	242,800	282,300	295,800
	3	211,400	245,000	282,800	296,400
	4	213,100	247,200	283,300	296,900
	5	214,800	249,400	283,800	297,400
	6	216,700	250,400	284,300	298,000
	7	218,500	251,300	284,800	298,600
	8	220,200	252,200	285,300	299,100
	9	221,900	253,100	285,800	299,600
	10	223,900	254,300	286,300	300,200
	11	225,800	255,400	286,800	300,800
	12	227,700	256,300	287,300	301,300
	13	229,600	257,100	287,800	301,800
	14	231,600	257,800	288,300	302,500
	15	233,600	258,500	288,800	303,200
	16	235,600	259,400	289,300	303,900
	17	237,600	260,500	289,800	304,600
	18	239,600	261,600	290,300	305,500
	19	241,700	262,700	290,800	306,400
	20	243,700	263,800	291,300	307,300
	21	245,600	264,900	291,800	308,100
	22	246,800	266,000	292,300	309,000
	23	248,000	267,100	292,800	309,900
	24	249,100	268,200	293,300	310,800
	25	250,200	269,200	293,800	311,600
	26	251,100	270,300	294,400	312,500
	27	252,000	271,400	295,200	313,400
	28	252,900	272,400	296,000	314,300
	29	253,700	273,400	296,700	315,100
	30	254,500	274,100	297,500	316,200
	31	255,200	274,800	298,300	317,300
	32	255,900	275,500	299,100	318,400
	33	256,700	276,200	299,800	319,500
	34	257,500	276,800	300,600	320,600
	35	258,300	277,300	301,400	321,700
	36	259,000	277,800	302,100	322,800
	37	259,700	278,300	302,900	323,900
	38	260,600	278,900	303,700	325,100
	39	261,500	279,400	304,500	326,200
	40	262,300	279,900	305,300	327,300
	41	263,100	280,300	306,000	328,100
	42	264,000	280,800	307,000	329,200
	43	264,800	281,300	308,000	330,300
	44	265,600	281,800	308,900	331,300
	45	266,400	282,300	309,800	332,300
	46	267,100	282,800	310,800	333,300
	47	267,800	283,300	311,800	334,300

	48	268, 400	283, 800	312, 700	335, 300
	49	269, 000	284, 300	313, 600	336, 500
	50	269, 500	284, 800	314, 600	337, 800
	51	270, 000	285, 300	315, 600	339, 000
	52	270, 400	285, 800	316, 600	340, 200
	53	270, 800	286, 300	317, 400	341, 100
	54	271, 300	286, 800	318, 400	342, 300
	55	271, 800	287, 300	319, 400	343, 400
	56	272, 200	287, 800	320, 300	344, 700
	57	272, 600	288, 300	321, 200	345, 700
	58	273, 000	289, 100	322, 200	346, 600
	59	273, 400	289, 900	323, 200	347, 700
	60	273, 800	290, 600	324, 100	348, 900
	61	274, 200	291, 300	325, 000	350, 000
	62	274, 600	292, 200	326, 200	351, 200
	63	275, 000	293, 100	327, 400	352, 400
	64	275, 400	293, 900	328, 600	353, 400
	65	275, 800	294, 700	329, 300	354, 400
	66	276, 200	295, 600	330, 400	355, 400
	67	276, 600	296, 400	331, 500	356, 500
	68	277, 000	297, 200	332, 400	357, 600
	69	277, 400	298, 000	333, 500	358, 400
	70	277, 900	298, 900	334, 200	359, 500
	71	278, 400	299, 800	335, 300	360, 600
	72	278, 800	300, 700	336, 400	361, 600
	73	279, 200	301, 600	337, 500	362, 300
	74	279, 800	302, 500	338, 700	363, 100
	75	280, 400	303, 400	339, 800	363, 900
	76	280, 900	304, 300	340, 900	364, 600
	77	281, 400	305, 100	342, 000	365, 200
	78	282, 000	306, 100	343, 100	365, 700
	79	282, 600	307, 100	344, 100	366, 200
	80	283, 100	308, 000	345, 200	366, 700
	81	283, 600	308, 500	346, 100	367, 300
	82	284, 100	309, 400	347, 100	367, 800
	83	284, 600	310, 300	348, 000	368, 300
	84	285, 100	311, 100	349, 000	368, 800
	85	285, 600	311, 900	349, 900	369, 200
	86	286, 100	312, 900	350, 700	369, 600
	87	286, 600	313, 900	351, 500	370, 200
	88	287, 100	314, 900	352, 300	370, 700
	89	287, 600	315, 800	352, 900	371, 000
	90	288, 100	316, 900	353, 500	371, 500
	91	288, 600	317, 900	354, 100	371, 900
	92	289, 100	318, 900	354, 700	372, 200
	93	289, 600	319, 700	355, 100	372, 800
	94	290, 200	320, 400	355, 500	373, 300
	95	290, 800	321, 100	356, 000	373, 800
	96	291, 400	321, 700	356, 400	374, 300
	97	292, 000	322, 200	356, 900	374, 900
	98	292, 500	322, 500	357, 300	375, 400
	99	293, 000	323, 100	357, 800	375, 900
	100	293, 500	323, 700	358, 200	376, 300
	101	294, 000	324, 100	358, 500	376, 900

	102	294, 500	324, 700	359, 000	377, 400
	103	295, 000	325, 300	359, 400	377, 900
	104	295, 400	325, 800	359, 700	378, 400
	105	295, 800	326, 200	360, 100	379, 000
	106	296, 300	326, 700	360, 600	379, 400
	107	296, 800	327, 200	361, 100	379, 900
	108	297, 100	327, 700	361, 600	380, 400
	109	297, 300	328, 100	362, 100	381, 000
	110	297, 600	328, 500	362, 600	
	111	297, 800	328, 800	363, 100	
	112	298, 100	329, 100	363, 500	
	113	298, 400	329, 400	363, 900	
	114	298, 600	329, 800	364, 300	
	115	298, 900	330, 100	364, 800	
	116	299, 100	330, 400	365, 300	
	117	299, 400	330, 600	365, 700	
	118	299, 700	330, 900	366, 200	
	119	300, 000	331, 200	366, 700	
	120	300, 300	331, 400	367, 200	
	121	300, 600	331, 600	367, 500	
	122	301, 000	331, 900		
	123	301, 300	332, 200		
	124	301, 600	332, 500		
	125	301, 800	332, 700		
	126	302, 000	333, 000		
	127	302, 300	333, 400		
	128	302, 700	333, 600		
	129	302, 900	333, 800		
	130	303, 200	334, 000		
	131	303, 600	334, 400		
	132	304, 000	334, 600		
	133	304, 200	334, 900		
	134	304, 500	335, 300		
	135	304, 800	335, 700		
	136	305, 100	336, 100		
	137	305, 300	336, 400		
	138	305, 600	336, 800		
	139	305, 900	337, 200		
	140	306, 200	337, 600		
	141	306, 400	337, 900		
	142	306, 800	338, 300		
	143	307, 200	338, 600		
	144	307, 500	339, 000		
	145	307, 700	339, 300		
	146	307, 900	339, 700		
	147	308, 200	340, 100		
	148	308, 600	340, 500		
	149	308, 800	340, 800		
	150	309, 000	341, 200		
	151	309, 300	341, 600		
	152	309, 600	342, 000		
	153	310, 000	342, 300		
	154	310, 200			
	155	310, 400			
	156	310, 700			
	157	311, 000			
	158	311, 300			

	159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169	311,600 311,900 312,300 312,600 312,900 313,200 313,600 313,900 314,200 314,500 314,900			
再雇用職員、定年前再雇用短時間勤務職員		239,700	260,200	267,500	277,900

別表第４（第９条関係）

昇格時号給対応表

イ　教育職本給表　昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	２級	３級	４級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	2
18	1	2	2
19	1	3	2
20	1	4	2
21	1	5	2
22	1	5	2
23	1	6	2
24	1	6	2
25	1	7	3
26	1	7	3
27	1	8	3
28	1	8	3
29	1	9	3
30	1	10	3
31	1	11	3
32	1	12	3
33	1	13	4
34	2	14	4
35	3	15	4
36	4	16	4
37	5	17	4
38	6	18	4
39	7	19	4
40	8	20	4
41	9	21	5
42	10	22	5
43	11	23	5
44	12	24	5
45	13	25	5
46	14	26	5
47	15	27	5

48	16	28	5
49	17	29	5
50	17	30	5
51	18	31	6
52	18	32	6
53	19	33	6
54	19	34	6
55	20	35	6
56	20	36	6
57	21	37	6
58	21	38	6
59	21	39	7
60	22	40	7
61	22	41	7
62	22	41	7
63	23	42	7
64	23	42	7
65	23	43	7
66	24	43	7
67	24	44	7
68	24	44	7
69	25	45	7
70	25	45	7
71	26	45	7
72	26	45	8
73	27	46	8
74	27	46	
75	28	46	
76	28	46	
77	29	46	
78	29	46	
79	30	46	
80	30	46	
81	31	46	
82	31	46	
83	32	46	
84	32	46	
85	33	46	
86	33	46	
87	33	46	
88	34	46	
89	34	46	
90	34	46	
91	35	46	
92	35	46	
93	35	46	
94	36		
95	36		
96	36		
97	37		
98	37		
99	37		

100	37		
101	38		
102	38		
103	38		
104	38		
105	39		
106	39		
107	39		
108	40		
109	40		
110	40		
111	40		
112	40		
113	40		
114	40		
115	41		
116	41		
117	41		
118	41		
119	41		
120	41		
121	42		
122	42		
123	42		
124	42		
125	42		
126	42		
127	43		
128	43		
129	43		

ロ　一般職本給表　昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給						
	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	1	1	1
11	1	1	1	3	1	1	1
12	1	1	1	4	1	1	1
13	1	1	1	5	1	1	2
14	1	1	1	6	2	1	2
15	1	1	1	7	3	1	2
16	1	1	1	8	4	1	2

17	1	1	1	9	5	1	2
18	1	1	1	10	6	2	3
19	1	1	1	11	7	3	3
20	1	1	1	12	8	4	3
21	1	1	1	13	9	5	3
22	1	2	2	14	10	5	4
23	1	3	3	15	11	6	4
24	1	4	4	16	12	6	4
25	1	5	5	17	13	7	4
26	1	6	6	18	14	7	4
27	1	7	7	19	15	8	4
28	1	8	8	20	16	8	4
29	1	9	9	21	17	9	5
30	1	10	10	22	18	9	5
31	1	11	11	23	19	10	5
32	1	12	12	24	20	10	5
33	1	13	13	25	21	11	5
34	2	14	14	26	22	11	5
35	3	15	15	27	23	12	5
36	4	16	16	28	24	12	5
37	5	17	17	29	25	13	5
38	6	18	18	30	26	13	5
39	7	19	19	31	27	13	5
40	8	20	20	32	28	13	5
41	9	21	21	33	29	14	5
42	10	22	22	34	29	14	5
43	11	23	23	35	30	14	5
44	12	24	24	36	30	14	5
45	13	25	25	37	31	15	5
46	14	26	26	38	31	15	
47	15	27	27	39	32	15	
48	16	28	28	40	32	15	
49	17	29	29	41	33	15	
50	18	30	30	42	33	15	
51	19	31	31	43	34	15	
52	20	32	32	44	34	15	
53	21	33	33	45	35	15	
54	21	33	34	46	35	15	
55	22	34	35	47	36	15	
56	22	34	36	48	36	15	
57	23	35	37	49	37	15	
58	23	35	37	50	37	15	
59	24	36	37	51	38	15	
60	24	36	38	52	38	15	
61	25	37	38	53	38	15	
62	25	38	38	54	38	15	
63	26	39	39	55	38	15	
64	26	40	39	56	38	15	
65	27	41	39	57	38	15	
66	27	41	40	58	38	16	
67	28	42	40	59	38	16	
68	28	42	40	60	38	16	

69	29	43	41	60	39	16	
70	29	43	41	60	39	16	
71	29	44	41	60	39	16	
72	30	44	42	60	39	16	
73	30	45	42	61	39	17	
74	30	45	42	61	39		
75	31	45	43	61	39		
76	31	45	43	61	39		
77	31	45	43	61	39		
78	32	46	44	62	39		
79	32	46	44	62	39		
80	32	46	44	62	39		
81	33	46	45	63	40		
82	33	46	45	64	40		
83	33	47	45	65	40		
84	34	47	45	66	40		
85	34	47	46	67	41		
86	34	47	46				
87	35	47	46				
88	35	48	46				
89	35	48	47				
90	36	48	47				
91	36	48	47				
92	36	48	47				
93	37	49	47				
94		49	47				
95		49	47				
96		49	48				
97		49	48				
98		50	48				
99		50	48				
100		50	48				
101		50	48				
102		50	48				
103		51	49				
104		51	49				
105		51	49				
106		51	49				
107		51	49				
108		52	49				
109		52	49				
110		52					
111		52					
112		52					
113		52					
114		52					
115		52					
116		52					
117		53					
118		53					
119		53					
120		53					

121		53					
122		53					
123		53					
124		53					
125		53					

ハ　医療職号給表　昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	２級	３級	４級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	2
15	1	1	3
16	1	1	4
17	1	1	5
18	2	1	6
19	3	1	7
20	4	1	8
21	5	1	9
22	6	1	10
23	7	1	11
24	8	1	12
25	9	1	13
26	10	1	14
27	11	1	15
28	12	1	16
29	13	1	17
30	14	2	18
31	15	3	19
32	16	4	20
33	17	5	21
34	18	6	22
35	19	7	23
36	20	8	24
37	21	9	25
38	22	10	26
39	23	11	27
40	24	12	28
41	25	13	29
42	26	14	30

43	27	15	31
44	28	16	32
45	29	17	33
46	30	18	34
47	31	19	35
48	32	20	36
49	33	21	37
50	34	22	38
51	35	23	39
52	36	24	40
53	37	25	41
54	38	26	42
55	39	27	43
56	40	28	44
57	41	29	45
58	41	30	46
59	42	31	47
60	42	32	48
61	43	33	49
62	43	34	50
63	44	35	51
64	44	36	52
65	45	37	53
66	46	38	54
67	47	39	55
68	48	40	56
69	49	41	57
70	50	42	58
71	51	43	59
72	52	44	60
73	53	45	61
74	54	46	62
75	55	47	63
76	56	48	64
77	57	49	65
78	58	50	66
79	59	51	67
80	60	52	68
81	61	53	69
82	62	54	70
83	63	55	71
84	64	56	72
85	65	57	73
86	65	58	74
87	66	59	75
88	66	60	76
89	67	61	77
90	67	62	78
91	68	63	79
92	68	64	80
93	69	65	81
94	70	66	81

95	71	67	82
96	72	68	82
97	73	69	83
98	74	70	83
99	75	71	84
100	76	72	84
101	77	73	85
102	77	74	86
103	78	75	87
104	78	76	88
105	79	77	88
106	79	77	88
107	80	77	89
108	80	78	89
109	81	78	89
110	81	78	90
111	81	79	90
112	81	79	90
113	81	79	91
114	82	80	91
115	82	80	91
116	82	80	92
117	82	81	92
118	82	81	92
119	83	81	93
120	83	81	93
121	83	82	93
122	83	82	
123	83	82	
124	84	82	
125	84	83	
126	84	83	
127	84	83	
128	84	83	
129	85	84	
130	85	84	
131	85	84	
132	86	84	
133	86	85	
134	86	85	
135	87	85	
136	87	86	
137	87	86	
138	88	86	
139	88	86	
140	88	86	
141	89	87	
142	89	87	
143	89	87	
144	89	87	
145	90	87	
146	90	88	

147	90	88	
148	90	88	
149	91	88	
150	91	88	
151	91	89	
152	91	89	
153	92	89	
154	92		
155	92		
156	92		
157	93		
158	93		
159	93		
160	94		
161	94		
162	94		
163	95		
164	95		
165	95		
166	96		
167	96		
168	96		
169	97		

別表第５（第 10 条関係）

降格時号給対応表

イ　教育職号給表　降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給		
	１級	２級	３級
1	33	17	16
2	34	18	24
3	35	19	32
4	36	20	40
5	37	22	50
6	38	24	58
7	39	26	71
8	40	28	73
9	41	29	73
10	42	30	73
11	43	31	73
12	44	32	73
13	45	33	73
14	46	34	73
15	47	35	73
16	48	36	73
17	50	37	73
18	52	38	
19	54	39	
20	56	40	
21	59	41	
22	62	42	
23	65	43	
24	68	44	
25	70	45	
26	72	46	
27	74	47	
28	76	48	
29	78	49	
30	80	50	
31	82	51	
32	84	52	
33	87	53	
34	90	54	
35	93	55	
36	96	56	
37	100	57	
38	104	58	
39	108	59	
40	114	60	
41	120	62	
42	126	64	
43	129	66	
44	129	68	
45	129	72	
46	129	93	

47	129	93	
48	129	93	
49	129	93	
50	129	93	
51	129	93	
52	129	93	
53	129	93	
54	129	93	
55	129	93	
56	129	93	
57	129	93	
58	129	93	
59	129	93	
60	129	93	
61	129	93	
62	129	93	
63	129	93	
64	129	93	
65	129	93	
66	129	93	
67	129	93	
68	129	93	
69	129	93	
70	129	93	
71	129	93	
72	129	93	
73	129	93	
74	129		
75	129		
76	129		
77	129		
78	129		
79	129		
80	129		
81	129		
82	129		
83	129		
84	129		
85	129		
86	129		
87	129		
88	129		
89	129		
90	129		
91	129		
92	129		
93	129		

ロ　一般職号給表　降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給						
	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
1	33	21	21	9	13	17	12
2	33	22	22	10	14	18	17
3	33	23	23	11	15	19	21
4	34	24	24	12	16	20	28
5	35	25	25	13	17	22	45
6	36	26	26	14	18	24	45
7	37	27	27	15	19	26	45
8	39	28	28	16	20	28	45
9	41	29	29	17	21	30	45
10	42	30	30	18	22	32	
11	43	31	31	19	23	34	
12	44	32	32	20	24	36	
13	45	33	33	21	25	40	
14	46	34	34	22	26	44	
15	47	35	35	23	27	65	
16	48	36	36	24	28	72	
17	49	33	33	25	25	29	
18	50	38	38	26	30	73	
19	51	39	39	27	31	73	
20	52	40	40	28	32	73	
21	54	41	41	29	33	73	
22	56	42	42	30	34	73	
23	58	43	43	31	35	73	
24	60	44	44	32	36	73	
25	62	45	45	33	37	73	
26	64	46	46	34	38	73	
27	66	47	47	35	39	73	
28	68	48	48	36	40	73	
29	71	49	49	37	42	73	
30	74	50	50	38	44	73	
31	77	51	51	39	46	73	
32	80	52	52	40	48	73	
33	83	54	53	41	50	73	
34	86	56	54	42	52	73	
35	89	58	55	43	54	73	
36	92	60	56	44	56	73	
37	93	61	59	45	58	73	
38	93	62	62	46	68	73	
39	93	63	65	47	80	73	
40	93	64	68	48	84	73	
41	93	66	71	49	85	73	
42	93	68	74	50	85	73	
43	93	70	77	51	85	73	
44	93	72	80	52	85	73	
45	93	77	84	53	85	73	
46	93	82	88	54	85		
47	93	87	95	55	85		
48	93	92	102	56	85		

49	93	97	109	57	85		
50	93	102	109	58	85		
51	93	107	109	59	85		
52	93	116	109	60	85		
53	93	125	109	61	85		
54	93	125	109	62	85		
55	93	125	109	63	85		
56	93	125	109	64	85		
57	93	125	109	65	85		
58	93	125	109	66	85		
59	93	125	109	67	85		
60	93	125	109	72	85		
61	93	125	109	77	85		
62	93	125	109	80	85		
63	93	125	109	81	85		
64	93	125	109	82	85		
65	93	125	109	83	85		
66	93	125	109	84	85		
67	93	125	109	85	85		
68	93	125	109	85	85		
69	93	125	109	85	85		
70	93	125	109	85	85		
71	93	125	109	85	85		
72	93	125	109	85	85		
73	93	125	109	85	85		
74	93	125	109	85			
75	93	125	109	85			
76	93	125	109	85			
77	93	125	109	85			
78	93	125	109	85			
79	93	125	109	85			
80	93	125	109	85			
81	93	125	109	85			
82	93	125	109	85			
83	93	125	109	85			
84	93	125	109	85			
85	93	125	109	85			
86	93	125					
87	93	125					
88	93	125					
89	93	125					
90	93	125					
91	93	125					
92	93	125					
93	93	125					
94	93	125					
95	93	125					
96	93	125					
97	93	125					
98	93	125					
99	93	125					
100	93	125					

101	93	125					
102	93	125					
103	93	125					
104	93	125					
105	93	125					
106	93	125					
107	93	125					
108	93	125					
109	93	125					
110	93	125					
111	93	125					
112	93	125					
113	93	125					
114	93						
115	93						
116	93						
117	93						
118	93						
119	93						
120	93						
121	93						
122	93						
123	93						
124	93						
125	93						

ハ　医療職号給表　降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給		
	１級	２級	３級
1	17	29	13
2	17	30	14
3	17	31	15
4	18	32	16
5	19	33	17
6	20	34	18
7	21	35	19
8	22	36	20
9	24	37	21
10	25	38	22
11	26	39	23
12	28	40	24
13	29	41	25
14	30	42	26
15	31	43	27
16	32	44	28
17	33	45	29
18	34	46	30
19	35	47	31
20	36	48	32
21	37	49	33
22	38	50	34

23	39	51	35
24	40	52	36
25	41	43	37
26	42	54	38
27	43	55	39
28	44	56	40
29	45	57	41
30	46	58	42
31	47	59	43
32	48	60	44
33	49	61	45
34	50	62	46
35	51	63	47
36	52	64	48
37	53	65	49
38	54	66	50
39	55	67	51
40	56	68	52
41	58	69	53
42	60	70	54
43	62	71	55
44	64	72	56
45	65	73	57
46	66	74	58
47	67	75	59
48	68	76	60
49	69	77	61
50	70	78	62
51	71	79	63
52	72	80	64
53	73	81	65
54	74	82	66
55	75	83	67
56	76	84	68
57	77	85	69
58	78	86	70
59	79	87	71
60	80	88	72
61	81	89	73
62	82	90	74
63	83	91	75
64	84	92	76
65	86	93	77
66	88	94	78
67	90	95	79
68	92	96	80
69	93	97	81
70	94	98	82
71	95	99	83
72	96	100	84
73	97	101	85
74	98	102	86

75	99	103	87
76	100	104	88
77	102	107	89
78	104	110	90
79	106	103	91
80	108	116	92
81	113	120	94
82	118	124	96
83	123	128	98
84	128	132	100
85	131	135	101
86	134	140	102
87	137	145	103
88	140	150	106
89	144	153	109
90	148	153	112
91	152	153	115
92	156	153	118
93	159	153	121
94	162	153	121
95	165	153	121
96	168	153	121
97	169	153	121
98	169	153	121
99	169	153	121
100	169	153	121
101	169	153	121
102	169	153	121
103	169	153	121
104	169	153	121
105	169	153	121
106	169	153	121
107	169	153	121
108	169	153	121
109	169	153	121
110	169	153	
111	169	153	
112	169	153	
113	169	153	
114	169	153	
115	169	153	
116	169	153	
117	169	153	
118	169	153	
119	169	153	
120	169	153	
121	169	153	
122	169		
123	169		
124	169		
125	169		
126	169		

127	169		
128	169		
129	169		
130	169		
131	169		
132	169		
133	169		
134	169		
135	169		
136	169		
137	169		
138	169		
139	169		
140	169		
141	169		
142	169		
143	169		
144	169		
145	169		
146	169		
147	169		
148	169		
149	169		
150	169		
151	169		
152	169		
153	169		